

2022 年 5 月

資金決済法、犯罪収益移転防止法等改正案 (前払式支払手段に関する規制の強化)について

弁護士 河合 健 / 弁護士 長瀬 威志 / 弁護士 波多野 恵亮
/ 弁護士 福井 崇人 / 弁護士 宗川 帆南

金融審議会・資金決済ワーキング・グループは、全 5 回の討議を経て、前払式支払手段に関する AML/CFT の観点からの規制の強化等を内容とする報告(以下「本報告」)を 2022 年 1 月 11 日に公表した(本報告の内容については、前回ニュースレターを参照されたい)。

当該報告を受けて、資金決済法、銀行法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の改正を内容とする「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下「本改正法案」)が 3 月 4 日付で閣議決定を経て国会に提出されている。本改正法案の施行日は公布から一年以内とされており、例年通り本通常国会の会期内に成立すれば、2023 年の前半に施行されることが予想される。

本稿においては、本改正法案中の前払式支払手段に関する AML/CFT の観点からの規制の強化等に焦点を宛てて解説を行う。

1 第三者型前払式支払手段の類型化

本報告¹では、第三者型前払式支払手段の利用実態等を踏まえ、(紙型・磁気型²を除く)IC型³・サーバ型⁴の第三者型前払式支払手段を以下のとおり類型化している⁵。

すなわち、まず、電子的な譲渡又は移転の可否によって、小口決済型と電子移転可能型とに分類している。その上で、電子的な譲渡又は移転が、発行者が管理する仕組みの「中」において行うことができるか、又は「外」において行うことができるかによって、電子移転可能型をさらに①残高譲渡型と②番号通知型とに分類している。

¹ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220111/houkoku.pdf

² 例えば、紙型として、商品券やカタログギフト券、磁気型として、テレホンカードや図書カード等が挙げられる。

³ IC チップに利用可能な金額等の情報が記録されたものをいい、例えば、Edy や Suica 等がこれに該当する。

⁴ 事業者のサーバに管理されている金額等の情報と結びついている ID が交付されるものをいい、例えば、WebMoney や Amazon ギフト券等がこれに該当する。

⁵ 本報告 36～38 頁参照

類 型		内 容
小口決済型		電子的に譲渡・移転することができず、少額のチャージ上限の下で、小口決済に使われているもの 例：交通系 IC カード →そのリスクに鑑み、特段の対応を求めることは不要と整理されている(本報告注 127)。
電子移転可能型	① 残高譲渡型	発行者が管理する仕組みの中でアカウント間での前払式支払手段の残高譲渡が可能なもの
	② 番号通知型	②-1 番号通知型 (狭義)
	② 番号通知型	②-2 番号通知型 (狭義) に準ずるもの

本報告においては、上記の類型化を基に「高額電子移転可能型前払式支払手段」の意義や要件が議論されてきたことから、本改正案の解釈においても、上記の類型が参考になる。

2 「高額電子移転可能型前払式支払手段」の定義

本報告では、電子移転可能型の前払式支払手段について、支払手段の電子的な譲渡・移転が反復継続して行われれば、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが特に高くなるとの考え方に基づき、アカウントのチャージ可能額の上限額が高額又は上限設定がないといった一定の要件を充たすものを「高額電子移転可能型前払式支払手段」と定義し、本人確認義務等を課す犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」)の規制を適用するという方向性が示されている⁶。

本改正法案においては、上記の本報告の内容を踏まえ、以下のとおり、「高額電子移転可能型前払式支払手段」の定義が新設されている(なお、墨付き括弧や下線等の強調は筆者らにて追加したものである。)

⁶ 本報告 51 頁以下参照

＜改正資金決済法(案)3条8項＞

この章において「高額電子移転可能型前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 第三者型前払式支払手段^{〔ア〕}のうち、その未使用残高^{〔イ-1〕}(…)^{〔イ-2〕}が前払式支払手段記録口座に記録されるもの^{〔イ-2〕}であつて、電子情報処理組織を用いて移転をすることができるもの^{〔ウ-1〕}(移転が可能な一件当たりの未使用残高の額又は移転が可能な一定の期間内の未使用残高の総額が高額であることその他の前払式支払手段の利用者の保護に欠け、又は前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める要件を満たすもの^{〔ウ-2〕}に限る。)
- 二 前号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

＜改正資金決済法(案)3条9項＞

この章において「前払式支払手段記録口座」とは、前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座^{〔a〕}(当該口座に記録される未使用残高の上限額が高額として内閣府令で定める額を超えるものであること^{〔b〕}その他内閣府令で定める要件を満たすもの^{〔c〕}に限る。)をいう。

上記の規定内容及び本報告における議論を踏まえると、「高額電子移転可能型前払式支払手段」の要件は以下のように整理することができる。

(1)改正資金決済法(案)3条8項1号

(ア)「第三者型前払式支払手段」であること

前払式支払手段のうち、第三者型のもの、すなわち、発行者以外の加盟店が提供する商品・サービスの代価の支払に利用することができるものが対象となる。他方で、発行者が提供する商品・サービスの代価の支払にのみ利用することができる自家型前払式支払手段は、対象外となる。

(イ)「未使用残高」が「前払式支払手段記録口座に記録される」ものであること

「未使用残高」とは、改正資金決済法(案)3条1項1号に規定する金額表示の前払式支払手段の場合は代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項2号に規定する数量表示の前払式支払手段の場合は給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を内閣府令で定める方法により金銭に換算した金額をいう。未使用残高の定義自体は、現行の資金決済法3条2項の定義と同じである。

「前払式支払手段記録口座」とは、改正資金決済法(案)3条9項において、(a)「前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座」のうち、(b)「当該口座に記録される未使用残高の上限額が高額として内閣府令で定める額を超えるもの」であつて、(c)「内閣府令で定める要件を満たすもの」と定義されている。

(a)はウォレット等のアカウントを意味すると考えられる。

(b)については、本報告 48 頁において、ウォレット等にチャージできる残高の上限額が「一定額以下に制限されているもの(例:30 万円以内)は、…高額電子移転可能型前払式支払手段に該当しない」との考え方が公表されていることから、内閣府令において「30 万円」と規定されることが予想される。

(c)については、本報告 47 頁において、「アカウントは繰り返しのチャージ(リチャージ)が行えるものに限る」との考え方が公表されていることから、内閣府令において、リチャージができる前払式支払手段について規

定されることが考えられる。また、仮にこのような要件が規定されれば、アカウントにリチャージができない②番号通知型の前払式支払手段(いわゆる使い切り型の電子移転可能型前払式支払手段)は、高額電子移転可能型前払式支払手段に該当せず、後掲3-1及び3-2の規制が適用されないこととなる。

- (ウ)「電子情報処理組織を用いて移転をすることができるもの」であって移転が可能な一件当たりの未使用残高の額又は移転が可能な一定の期間内の未使用残高の総額が高額であること等の「内閣府令で定める要件を満たすもの」であること

(ウ)―1 「電子情報処理組織を用いて移転をすることができるもの」

「電子情報処理組織を用いて移転をすることができるもの」とは、上記1の電子移転可能型の前払式支払手段を意味するものである⁷。なお、本報告においては、ユーザー規約等において譲渡等を禁止したとしても、利用者がこれに反して事実上譲渡等を行うことが可能である場合には、当該要件を満たすと考えられている⁸。

電子移転可能型の前払式支払手段のうち、②-2番号通知型(狭義)に準じるものについては、本報告において、上記1のとおり、「チャージ済のアカウント残高(前払式支払手段)の利用権と紐づくものとして発行者から付与された番号等を他者に通知することにより、当該他者に対し、当該残高(前払式支払手段)を容易に利用させることが可能である」と説明されている⁹。加えて、いわゆる国際ブランドの前払式支払手段については、①残高譲渡型や②-1番号通知型(狭義)とは異なり、電子的に譲渡するものではないとされていることから¹⁰、当該類型は、「電子情報処理組織を用いて移転をすることができる」という要件を欠くと整理されているように思われる。もともと、下記(2)のとおり、②-2番号通知型(狭義)に準じるものが改正資金決済法(案)3条8項2号の要件に該当する場合には、高額電子移転可能型前払式支払手段に該当することとなる。

(ウ)―2 移転が可能な一件当たりの未使用残高の額又は移転が可能な一定の期間内の未使用残高の総額が高額であること等の「内閣府令で定める要件」

高額電子移転可能型前払式支払手段の要件として、「移転が可能な一件当たりの未使用残高の額又は移転が可能な一定の期間内の未使用残高の総額が高額であることその他の前払式支払手段の利用者の保護に欠け、又は前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める要件を満たすもの」であることが必要とされている。「内閣府令で定める要件」の具体的な内容については今後の内閣府令の規定を注視する必要があるが、以下の①残高譲渡型及び②-2番号通知型(狭義)に関する本報告 47～48 頁(参考2-6)オの考え方が参考になると考えられる。

①残高譲渡型の場合

他のアカウントに移転できる額が、1回当たりの譲渡額 10 万円超、又は、1か月当たりの譲渡額の累計額 30 万円超のいずれかに該当すること

⁷ 本報告注 153 参照

⁸ 本報告注 154 参照

⁹ 本報告 38 頁参照

¹⁰ 本報告注 159 参照

②-1 番号通知型(狭義)の場合

メール等で通知可能な前払式支払手段(ID 番号等)によりアカウントにチャージする額が、1回当たりのチャージ額 10 万円超、又は、1か月当たりのチャージ額の累計額 30 万円超のいずれかに該当すること

なお、②-2 番号通知型(狭義)に準じるものの考え方については、下記(2)を参照されたい。

(2)改正資金決済法(案)3条8項2号

改正資金決済法(案)3条8項2号により、1号に掲げるものに「準ずるものとして内閣府令で定めるもの」も高額電子移転可能型前払式支払手段に含まれる。

どのような前払式支払手段がこれに該当するかは内閣府令において規定されるが、上記(1)(ウ)のとおり②-2 番号通知型(狭義)に準じるものが含まれる可能性がある。「内閣府令で定めるもの」の具体的な内容については今後の内閣府令の規定を注視する必要があるが、以下の本報告 48 頁(参考2-6)オの考え方が参考になると考えられる。

②-2 番号通知型(狭義)に準じるものの場合

アカウントへの1か月当たりのチャージ額の累計額及び1か月当たりの利用額の累計額のいずれもが 30 万円超に該当すること

3 「高額電子移転可能型前払式支払手段」への対応

3-1 改正資金決済法(案)に基づく対応

(1)改正資金決済法(案)の内容

改正資金決済法(案)11 条の2第1項に基づき、前払式支払手段発行者が、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、下記の事項を記載した業務実施計画を内閣総理大臣に対して届け出なければならない。当該届出を行わず、又は虚偽の届出を行った者及び法人に対して、30 万円以下の罰金が規定されている(改正資金決済法(案)114 条第1号、115 条1項4号)。

- i 当該高額電子移転可能型前払式支払手段に係る前払式支払手段記録口座に記録される未使用残高の上限額を定める場合にあっては、当該上限額
- ii 当該高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法
- iii その他高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣府令で定める事項

上記 iii のとおり、業務実施計画の記載事項の一部が内閣府令で定められることとなっている。この点、具体的には、商品性、システムによる対応事項、モニタリング手法、不正利用等が生じた場合の利用者に対する対処方針等の記載が規定されることが想定される¹¹。

また、改正資金決済法(案)11条の2第2項に基づき、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者は、同条1項により届け出た業務実施計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に対して届出を行わなければならない。

(2)経過措置

附則1条により、本改正法案は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

もともと、附則2条1項により、改正資金決済法が施行された際に現に高額電子移転可能型前払式支払手段を発行している者については、上記の改正資金決済法(案)11条の2の規定は、施行日から起算して2年間は適用されないこととされている。そして、附則2条2項により、施行日から起算して2年を経過した日より前に高額電子移転可能型前払式支払手段を発行した者は、当該施行日から起算して2年を経過した日から30日以内に業務実施計画を届け出なければならない。

ただし、附則3条1項に基づき、改正資金決済法が施行された際に現に高額電子移転可能型前払式支払手段を発行している者については、施行日から2週間以内に、その商号、住所その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に対して提出しなければならないことに留意が必要である。

3-2 改正犯収法(案)に基づく対応

(1)改正犯収法(案)の内容

現行の犯収法は、「特定事業者」に前払式支払手段発行者は含まれておらず、したがって、当該業者に犯収法上の規制は適用されない。

しかし、本改正法案により、改正資金決済法(案)11条の2第1項に基づく届出を行った高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者は、新たに、犯収法上の「特定事業者」に含まれることとなり(改正犯収法(案)2条2項30号の2)、当該発行者は、犯収法上の本人確認義務や疑わしい取引に係る届出義務等を負うことが規定されることとなった。

上記に加え、他人になりすまして高額電子移転可能型前払式支払手段に係るアカウントを開設し、当該前払式支払手段に係る役務の提供を自ら受けること又は第三者に受けさせることを目的として、発行者が利用者を他の者と区別して識別することができるように付される符号等の役務の提供を受けるために必要な情報の提供を受けた者等について、罰則が新設された(改正犯収法(案)28条の2)。

(2)経過措置

上記3-1(2)のとおり、改正資金決済法が施行された際に現に高額電子移転可能型前払式支払手段を発行している者については、施行日から起算して2年間は改正資金決済法(案)11条の2第1項に基づく届出を

¹¹ 本報告 51 頁参照

行う必要がない。したがって、このような発行者は「特定事業者」に該当せず、犯収法の規制は適用されないものと考えられる。

他方で、施行日から起算して2年を経過した後に附則2条2項に基づき当該発行者が届出をした場合であって、当該届出日より前に犯収法に基づく本人確認に相当する確認を行った場合には、届出日以降に行った取引であって政令で定めるものについては、本人確認義務が適用されないという手当がなされている(附則7条)。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下の通りです。
弁護士 河合 健 (ken.kawai@amt-law.com)
弁護士 長瀬 威志 (takeshi.nagase@amt-law.com)
弁護士 波多野 恵亮 (keisuke.hatano@amt-law.com)
弁護士 福井 崇人 (takato.fukui@amt-law.com)
弁護士 宗川 帆南 (honami.sohkawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。